

<報道関係者各位>

平成20年10月21日

司法書士無料相談

10月24日(金)

全国一斉「ヤミ金被害回復ホットライン」 実施します

～司法書士が、「ヤミ金被害者・多重債務者」の声を聴き

違法なヤミ金融に対して、法的解決に導きます～

京都 司法書士会

2006年12月に改正貸金業法が成立し、政府は「多重債務者対策本部」を設置して「多重債務問題改善プログラム」を決定しました。これを受けて、全国各都道府県に多重債務問題対策協議会が設置され、本年は、9月から12月に「多重債務者相談強化キャンペーン」が実施されているところです。相談窓口の整備・強化に向けての取組みが進められています。

他方、振込詐欺の被害が連日マスコミによって報道され、社会問題化しているところです。アメリカを発端とするサブプライムローン問題の表面化により、景気の後退が進み、金融機関による貸し渋りが懸念されはじめています。一方的に融資を打ち切られて困惑する多重債務者の増加が心配されるところです。このような状況は、多重債務者がヤミ金融に狙われて被害にあう危険が増大していることを意味します。以上の状況と、①6月10日の「元本返済不要、全額賠償(元本控除せず)」の判断をくだした最高裁判決にもとづくヤミ金被害の適切な解決を図ること、②7月16日から開始された犯罪利用預金口座(凍結されたヤミ金口座を含む)に係る資金の分配手続について、被害者の掘り起こしを図る必要があること、③7月25日に開始された三菱会ヤミ金融被害回復(スイスから返還された没収資金による)の手続について、被害者の掘り起こしを図る必要があることから下記の通り無料の相談会を開催することとしました。多重債務問題改善プログラムは、「ヤミ金融の撲滅」を掲げています。2009年12月に向けて改正貸金業法の完全施行・上限金利引き

下げを確実なものとするために、ヤミ金融の撲滅は、避けて通れぬ課題です。

京都司法書士会では、全国クレジット・サラ金問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、高金利引き下げ全国連絡会、全国ヤミ金融対策会議に協力し、今回の110番活動を通じて、ヤミ金融被害者や多重債務に苦しむ人々に対して法的解決のチャンスを提供し、ヤミ金融の撲滅を推し進めていきたいと思っております。

- ★ 日 時 平成20年10月24日（金曜日）電話13時～16時
面談13時～16時
- ★ 会 場 京都 司法書士会会館
- ★ 相談方法 電話相談・面談相談（いずれも予約不要）
- ★ 相談料 無料
- ★ 電 話 075-212-4490（当日相談時間帯のみ）
- ★ 相談例 過去にヤミ金の被害にあった、利息制限法について、債務整理手続について、専門家に依頼した場合の費用、信用情報機関への登録についてなど



司法書士はこれまでも多重債務の「現場」に関わる法律家として、この問題への法律家関与の必要性を痛感し、司法書士会として相談窓口の整備に努め、消費者保護法制全般について検討して提言を行うなど、積極的にこの問題に取り組んできました。今後も「市民に身近な法律家」として、ヤミ金融・多重債務の相談を通じて市民の権利擁護に貢献したいと考えます。

この件に関するお問い合わせ先

京都司法書士会 相談事業部長 山口 基樹

電話 0774-72-1366

京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232-1

京都司法書士会 事務局 清森

電話 075-241-2666 FAX 075-222-0466